

別紙

新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る学校等の臨時休業の終了に伴う放課後等デイサービスの臨時的取扱いについて

上尾市立小・中学校については、令和2年6月1日（月）から11日（木）までの分散登校を経て、6月12日（金）より通常授業が実施される予定ですが、埼玉県立特別支援学校等においては、学校毎に分散登校実施期間を定めております。

そのため、上尾市の受給者については、埼玉県内で分散登校が実施されている当面の間（令和2年6月30日（火）まで）は、次の取扱いを適用します。

1 学校休業日単価の適用について

令和2年6月30日（火）まで学校休業日単価を適用します。

※7月から通常の単価とする

2 決定支給量について

保護者から利用予定日以外に希望があり受け入れた場合等は、決定支給量を超える提供を可とします。

3 開所時間減算について

開所時間については、可能な限り長時間としていただくようお願いしているところですが、長時間の受入体制が整わずに6時間未満の開所時間となる場合も開所時間減算は適用しない取り扱いとします。

4 電話等による支援について

児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービスについて、新型コロナウイルス感染予防の観点から、事業所が居宅への訪問、電話等で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲の支援の提供を行った場合、加算を含めた報酬の算定を可能とします。

ただし、実績を伴った場合に算定できる「送迎加算」「食事提供加算」「欠席時対応加算」等については算定できません。

5 保育所等訪問支援について

訪問先が休業している場合は、従前から保育所等訪問支援を実施していた児童に限り、前月の利用回数を限度として、居宅等において健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったものについて、報酬の算定を可能としま

す。

なお、新型コロナウイルス感染症を予防するため、保護者から居宅への訪問を断られた場合は、電話等による支援も可能とします。

6 国通知（令和2年5月1日付け「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係る Q & A について（4月28日版）」）の取扱いについて

新型コロナウイルスの影響により、定員超過や人員基準を満たさなくても、定員超過減算、サービス提供職員欠如減算は行いません。

また、その他の加算・減算の取扱いについても、国通知を適用します。